

別表第1 参考項目

1 規則別表第1の1の項のア及びイに掲げる事業（以下「道路事業」という。）

環境要素の区分 (細区分)		影響要因の区分 (細区分)		工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用					
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	自動車の走行	休憩所の供用		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○						○		
			浮遊粒子状物質								○		
			粉じん等	○	○	○	○						
		騒音	騒音	○	○						○		
		振動	振動	○	○						○		
	低周波音	低周波音								○			
	水環境	水質	水の濁り			○	○					○	
			水の汚れ									○	
		地下水	地下水の水位			○	○	○	○				
			地下水の水質			○	○	○	○				
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○	○	○	○			
		地盤	地盤及び斜面の安定性			○	○	○	○				
その他の環境要素		日照阻害							○				
生物の多様性の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	○	○	○				
	植物	重要な種及び群落			○	○	○	○	○				
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	○	○	○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						○	○				
	人と自然の触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○				○	○				
環境への負荷の量の程度に及びより予測されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物			○								
		建設工事に伴う副産物			○								
一般環境中の放射線物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素		放射線の量	○※	○※	○※	○※							

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる道路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区

分したものである。

ア 道路の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式である。

イ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行う。

ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。

エ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行う。

オ 必要に応じて、既存の工作物を除去する。

カ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

6 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

8 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

9 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

10 この表において「休憩所」とは、国道等に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。

11 この表において、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合（原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく原子力災害対策本部長指示による避難の指示が出されている区域（避難指示区域）等で対象事業を実施する場合を一つの目安とすることが想定される。なお、現在、避難の指示が継続している区域の中には、地域によって空間線量率が低いところもあり、避難指示の解除に向けた取組を進めている区域があることに留意が必要である。）に適用されるものであることを示す。

12 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

13 3から12は、以下の表について同じ。